

改正案	現行
<p>(輸出貿易管理令 別表第一関係)</p> <p>第一条 輸出入別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの若しくはその附属装置又はこれらの部分品</p> <p>イ 〱チ (略)</p> <p>八～十六 (略)</p> <p>十七 測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。)であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直線上の変位を測定するものであつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 次の1及び2に該当するもの(フィードバック機能を有しない干渉計であつて、レーザを用いて工作機械、測定装置又はこれらに類するものスライド運動誤差を測定するものを除く。)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>十八～三十七 (略)</p> <p>三十八 圧力計又はベローズ弁であつて、次のいずれかに該当</p>	<p>(輸出貿易管理令 別表第一関係)</p> <p>第一条 輸出入別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 ウランの同位元素の分離用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの若しくはその附属装置又はこれらの部分品</p> <p>イ 〱チ (略)</p> <p>八～十六 (略)</p> <p>十七 測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。)であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直線上の変位を測定するものであつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 次の1及び2に該当するもの</p> <p>1・2 (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>十八～三十七 (略)</p> <p>三十八 圧力計又はベローズ弁であつて、次のいずれかに該当</p>

するもの

イ アルミニウム製、アルミニウム合金製、ニッケル製又はニッケルの含有量が全重量の六〇パーセントを超えるニッケル合金製のセンサを用いた絶対圧力計であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) フルスケールが十三キロパスカル未満であるとき、いずれかのフルスケールにおいて、精度がフルスケールのプラスマイナスパーセント未満のもの

(二) フルスケールが十三キロパスカル以上であるとき、いずれかのフルスケールにおいて、精度がプラスマイナス一三〇パスカル未満のもの

ロ (略)
三十九〜六十 (略)

第二条 輸出令別表第一の三の項(一)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物であつて、いずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるもの
イゝネ (略)

ナ 亜リン酸トリイソプロピル

ラ ジエチルチオリン酸

ム ジエチルジチオリン酸

ウ ヘキサフルオロケイ酸ナトリウム

(削る)

二・三 (略)

2 (略)

するもの

イ アルミニウム製、アルミニウム合金製、ニッケル製又はニッケルの含有量が全重量の六〇パーセントを超えるニッケル合金製のセンサを用いた絶対圧力計であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 測定できる最大の測定レンジが十三キロパスカル未満のものであつて、測定できる最大の測定レンジにおいて、精度が一パーセント未満のもの

(二) 測定できる最大の測定レンジが十三キロパスカル以上のものであつて、精度が一三〇パスカル未満のもの

ロ (略)
三十九〜六十 (略)

第二条 輸出令別表第一の三の項(一)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物であつて、いずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるもの
イゝネ (略)

(新設)

ナ ジエチルチオリン酸

ラ ジエチルジチオリン酸

ム ヘキサフルオロケイ酸ナトリウム

ウ 亜リン酸トリイソプロピル

二・三 (略)

2 (略)

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 細菌（ワクチンを除く。）であつて、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、ガス壊疽菌、Q熱リケツチア、牛肺疫菌（小コレラ菌）、コレラ菌、塹（ざん）壕（ごう）熱リケツチア、志賀赤痢菌、炭疽（そ）菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌血清型O一五七、発疹（しん）チフスリケツチア、鼻疽（そ）菌、ブタ流産菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、マルタ熱菌、山羊伝染性胸膜肺炎菌F三八株、野兔（と）病菌、類鼻疽（そ）菌又はロツキー山紅斑（はん）熱リケツチア

三（七） (略)

第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一（二） (略)

三 推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

イ (略)

ロ ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン若しくは複合サイクルエンジン（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又はペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 細菌（ワクチンを除く。）であつて、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、ガス壊疽菌、Q熱リケツチア、牛肺疫菌、コレラ菌、塹（ざん）壕（ごう）熱リケツチア、志賀赤痢菌、炭疽（そ）菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌血清型O一五七、発疹（しん）チフスリケツチア、鼻疽（そ）菌、ブタ流産菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、マルタ熱菌、野兔（と）病菌、類鼻疽（そ）菌又はロツキー山紅斑（はん）熱リケツチア

三（七） (略)

第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一（二） (略)

三 推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

イ (略)

ロ ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン若しくは複合サイクルエンジン（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品

ハクリ (略)

四〇六の二 (略)

七 推進薬又はその原料となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イノ (略)

オ ポリテトラハイドロフランポリエチレングリコール

八〇十五 (略)

十六 構造材料であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ ロケット用に設計した炭素及び炭素繊維を用いた複合材料又はその成型品(ペイロードを三〇〇キログラム以上運搬することができるロケット又は五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キログラム以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。)

ハ 人造黒鉛であつて、次のいずれかに該当するもの(ロケットのノズル又は再突入機の先端部に使用することができるものに限る。)

(一) (略)

(二) 熱分解黒鉛(ペイロードを三〇〇キログラム以上運搬することができるロケット又は五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キログラム以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。)

(三) 繊維で強化した黒鉛(ペイロードを三〇〇キログラム以上運搬することができるロケット又は五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キログラム以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。)

ハクリ (略)

四〇六の二 (略)

七 推進薬又はその原料となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イノ (略)

(新設)

八〇十五 (略)

十六 構造材料であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ ロケット用に設計した炭素及び炭素繊維を用いた複合材料又はその成型品(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キログラム以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)

ハ 人造黒鉛であつて、次のいずれかに該当するもの(ロケットのノズル又は再突入機の先端部に使用することができるものに限る。)

(一) (略)

(二) 熱分解黒鉛(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キログラム以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)

(三) 繊維で強化した黒鉛(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キログラム以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)

ニ ロケット又は無人航空機のレードーム（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）に使用するためのセラミックの複合材料（一〇〇メガヘルツ以上一〇〇ギガヘルツ以下の範囲のいずれかの周波数における比誘電率が六未満のものに限る。）

ホ ロケット若しくは無人航空機の先端部、再突入機又はノズルフラップ（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）に使用することができる炭化けい素で強化された未焼成セラミック又は強化された炭化けい素セラミック複合材料

ヘ 粒子の径が五〇〇マイクロメートル以下の粉末状のタングステン、モリブデン又はこれらの合金であつて、純度が九七パーセント以上のものうち、ロケット推進装置の部品の製造に使用することができるもの（噴霧粉又は球形粉であり、かつ、ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）

ト 二〇〇度の温度において測定した最大引張強さが一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇パスカル以上のマルエージング鋼（厚

ニ ロケット若しくは無人航空機のレードーム（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）に使用するためのセラミックの複合材料（一〇〇メガヘルツ以上一〇〇ギガヘルツ以下の範囲のいずれかの周波数における比誘電率が六未満のものに限る。）又はロケット若しくは無人航空機の先端部（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）に使用することができる炭化けい素で強化された未焼成セラミック

（新設）

ホ 粒子の径が五〇〇マイクロメートル以下の粉末状のタングステン、モリブデン又はこれらの合金であつて、純度が九七パーセント以上のものうち、ロケット推進装置の部品の製造に使用することができるもの（噴霧粉又は球形粉であり、かつ、五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）

ヘ 二〇〇度の温度において測定した最大引張強さが一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇パスカル以上のマルエージング鋼（厚

さが五ミリメートル以下の板又は管であり、かつ、ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）

チ| チタンにより安定化されたオーステナイト・フェライト系ステンレス鋼であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの(ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。)

(一) (二) (略)

十七 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置若しくは磁気方位センサーであつて、次のいずれかに該当するもの(ロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)又はこれらの部分品

イ ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計した航法装置であつて、ジャイロスタビライザー又は自動操縦装置とともに使用するように設計したもの

ロ (略)

ハ 直線加速度計であつて、慣性航法装置用又は誘導装置用に使用するように設計したもののうち、スケールファクターの再現性が一年間につき〇・一二五パーセント未満であつて、バイアスの再現性が一年間につき〇・〇一二二六三メートル毎秒毎秒未満のもの(ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機

さが五ミリメートル以下の板又は管であり、かつ、五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)

ト| チタンにより安定化されたオーステナイト・フェライト系ステンレス鋼であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)

(一) (二) (略)

十七 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置若しくは航法装置であつて、次のいずれかに該当するもの(ロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)又はこれらの部分品

イ 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計した航法装置であつて、ジャイロスタビライザー又は自動操縦装置とともに使用するように設計したもの

ロ (略)

ハ 直線加速度計であつて、慣性航法装置用又は誘導装置用に使用するように設計したもののうち、スケールファクターの再現性が〇・一二五パーセント未満であつて、バイアスの再現性が〇・〇一二二六三メートル毎秒毎秒未満のもの(ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるもの

に使用することができるものに限る。）

二〇へ (略)

ト 磁気方位センサーであつて、次の(一)から(三)までのすべてに該当するものうち、軸数が三のもの

(一) ピッチ角(プラスマイナス九〇度)及びロール角

(二) (プラスマイナス一八〇度)の内部傾き補正を有するもの

(三) 緯度プラスマイナス八〇度の地点における方位角

精度の実効値が局所磁場に対して〇・五度未満のもの

(三) 飛行制御又は航法システムと統合するように設計したもの

十七の二 (略)

十七の三 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置若しくは航法装置の製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イへ (略)

十八・十九 (略)

十九の二 ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるように設計した熱電池であつて、電解質として固体の非導電無機塩類を含むもの

二十〇二十四 (略)

二十五 振動試験装置若しくはその部分品、風洞、燃焼試験装置、環境試験装置又は電子加速器若しくはこれを用いた装置であつて、次のいずれかに該当するもの

のに限る。）

二〇へ (略)

(新設)

十七の二 (略)

十七の三 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置若しくは航法装置の製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくは校正装置、心合わせ装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イへ (略)

十八・十九 (略)

(新設)

二十〇二十四 (略)

二十五 振動試験装置若しくはその部分品、風洞、燃焼試験装置、環境試験装置又は電子加速器若しくはこれを用いた装置(それぞれ五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第二号イに該当する貨物(五〇〇キログラム以上のペ

イ 振動試験装置又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第二号イに該当する貨物（五〇〇キログラム以上のペイロードを運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。）又は同号ロに該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

（一）・（二）（略）

ロ マツハ数が〇・九以上の速度の状態を作ることができる風洞（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第一号の三に該当する無人航空機又は第二号に該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

ハ 燃焼試験装置であつて、推力が六八キロニュートンを超える固体ロケット、液体ロケット若しくはロケット推進装置を試験することができるもの又は同時に三軸方向の推力成分を測定することができるもの（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第二号イに該当する貨物（五〇〇キログラム以上のペイロードを運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。）又は同号ロに該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

ニ 飛行の状態をシミュレートすることができる環境試験装

イロードを運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。）又は同号ロに該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 振動試験装置又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

（一）・（二）（略）

ロ マツハ数が〇・九以上の速度の状態を作ることができる風洞

ハ 燃焼試験装置であつて、推力が九〇キロニュートンを超える固体ロケット、液体ロケット若しくはロケット推進装置を試験することができるもの又は同時に三軸方向の推力成分を測定することができるもの

ニ 飛行の状態をシミュレートすることができる環境試験装

置であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第二号イに該当する貨物(五〇〇キログラム以上のペイロードを運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。))又は同号ロに該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。)

(一)・(二) (略)

ホ 電子加速器であつて、二メガエレクトロンボルト以上のエネルギーを有する加速された電子からの制動放射によつて電磁波を放射することができるもの又はこれを用いた装置(医療用に設計したものを除き、五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第二号イに該当する貨物(五〇〇キログラム以上のペイロードを運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。))又は同号ロに該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。)

二十五の二 (略)

二十六 電波、音波(超音波を含む。))若しくは光(紫外線及び赤外線に限る。))の反射若しくは放射を減少させるステルス技術を用いた材料若しくは装置であつて、ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第一号の三に該当する無人航空機、第二号イに該当する貨物若しくは同号ロに該当する貨物に使用することができるもの又はこれらの試験装置

置であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一)・(二) (略)

ホ 電子加速器であつて、二メガエレクトロンボルト以上のエネルギーを有する加速された電子からの制動放射によつて電磁波を放射することができるもの又はこれを用いた装置(医療用に設計したものを除く。))

二十五の二 (略)

二十六 電波、音波(超音波を含む。))若しくは光(紫外線及び赤外線に限る。))の反射若しくは放射を減少させるステルス技術を用いた材料若しくは装置であつて、ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第一号の三に該当する無人航空機、第二号イに該当する貨物(五〇〇キログラム以上のペイロードを運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。))若しくは同号ロに該当する貨物に使用することができるもの又はこれらの試験装置

二十七 (略)

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三 (略)

四 第二号、第十五号又は第十四条第一号に該当するものの製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品

イ ホ (略)

ヘ 非破壊検査装置であつて、複合材料を検査するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの

(一) 三次元欠陥検査用のエックス線断層撮影装置

(二) 数値制御を行うことができる超音波検査装置であつて、位置送信機、位置受信機又は位置送受信機の動作が、同時制御され、かつ、検査時に対象物の三次元輪郭を軸数が四以上で測定するよう調整されているもの

五～九 (略)

十 超電導材料であつて、次のいずれかに該当するもの（長さが一〇〇メートルを超えるもの又は全重量が一〇〇グラムを超えるものに限る。）

イ ファイラメントを有するものであつて、ニオブチタンのファイラメントを含むもののうち、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一)・(二) (略)

ロ ニオブチタン以外の超電導ファイラメントからなる超電導材料であつて、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの

二十七 (略)

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三 (略)

四 第二号、第十五号又は第十四条第一号に該当するものの製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品

イ ホ (略)

ヘ 三次的に欠陥を検査することができる非破壊検査装置であつて、超音波又はエックス線断層撮影法を用いるものうち、複合材料を検査するように設計したもの

五～九 (略)

十 超電導材料であつて、次のいずれかに該当するもの（長さが一〇〇メートルを超えるもの又は全重量が一〇〇グラムを超えるものに限る。）

イ 複数のファイラメントを有するものであつて、ニオブチタンのファイラメントを含むもののうち、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)

ロ ニオブチタン以外の超電導ファイラメントからなる超電導材料であつて、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの

(一) 磁界をかけない場合に臨界温度が零下二六三・三
一度超のもの

(二) (略)

(三) 超電導材料の縦軸に対してあらゆる方向から垂直
に一二テスラの磁束密度の磁界をかけた場合に、零下
二六八・九六度の温度で超電導状態を保つことができ
るものであって、臨界電流密度がすべての横断面で一
、七五〇アンペア毎平方ミリメートルを超えるもの

ハ 超電導フィラメントからなる超電導材料であつて、零下
一五八・一六度の温度を超えて超電導性を保つことができ
るもの

十一・十二 (略)

十三 重合体であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 熱可塑性の液晶共重合体であつて、一・八〇ニュートン
毎平方ミリメートルの力を加えた場合における熱変形温度
が二五〇度を超えるものうち、次の(一)及び(二)か
らなるもの

(一)・(二) (略)

ハ 削除

二〇〇へ (略)

十四〇十六 (略)

(一) 磁界をかけない場合に臨界温度が零下二六三・三
一度超二四九・一六度未満のもの

(二) (略)

(三) 十二テスラの磁束密度の磁界をかけた場合に零下
二六八・九六度の温度で超電導状態を保つことができ
るもの

(新設)

十一・十二 (略)

十三 重合体であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 熱可塑性の液晶共重合体であつて、一・八二ニュートン
毎平方ミリメートルの力を加えた場合における熱変形温度
が二五〇度を超えるものうち、次の(一)及び(二)か
らなるもの

(一)・(二) (略)

ハ ポリアリレンエーテルケトンであつて、次のいずれか
に該当するもの

(一) ポリエーテルエーテルケトン

(二) ポリエーテルケトンケトン

(三) ポリエーテルケトン

(四) ポリエーテルケトンエーテルケトンケトン

二〇〇へ (略)

十四〇十六 (略)

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 (略)
- 二 工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であつて、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するものを除く。）
 - イ 旋削をすることができる工作機械であつて、輪郭制御をすることができ軸数が二以上のものうち、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)
ロ〜へ (略)

三 (略)
四 数値制御を行うことができる光学仕上げ工作機械であつて、非球形な光学的表面に加工することができるものうち、次のイからニまでのすべてに該当するもの

イ 仕上がり形状寸法公差が一・〇マイクロメートル未満のもの

ロ 仕上げの表面粗さの二乗平均が一〇〇ナノメートル未満のもの

ハ 輪郭制御をすることができる軸数が三以上のもの
ニ 次のいずれかの方法を用いるもの

- (一) 磁性流体研磨法
- (二) 電気粘性流体研磨法
- (三) エネルギー粒子ビーム研磨法

五〜九 (略)
十 測定装置又は工作機械の部分品又は附属装置であつて、次

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 (略)
- 二 工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であつて、電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するものを除く。）
 - イ 旋削をすることができる工作機械であつて、輪郭制御をすることができ軸数が二以上のものうち、次のいずれかに該当するもの（コンタクトレンズの製造用に設計したものを除く。）

(一)・(二) (略)
ロ〜へ (略)

三 (略)
四 数値制御を行うことができる工作機械であつて、磁性流体研磨法を用いるもの

五〜九 (略)
十 測定装置又は工作機械の部分品又は附属装置であつて、次

のいずれかに該当するもの

イ フィードバック装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 直線上の位置を検出する位置検出器を有するものであつて、当該装置の精度が位置検出器のミリメートルで表したスケールの有効長さの十万分の六パーセントに〇・〇〇〇八ミリメートルを加えて得た数値未満のもの

(二) 第一条第十七号ロ(三)に該当する測定装置にフィードバック機能を付加するように設計したもの

ロ・ハ
十一 (略)

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様の

ものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ又はマイクロコントローラのうち、化合物半導体を用いたものであつて、最大クロック周波数が四〇メガヘルツを超えるもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。ただし、シリコンを主材料としたマイクロコンピュータ又はマイクロコントローラであつて、オペランドの長さが八ビット以下のものにあつては、他の貨物に使用するように設計したものを含む。)

(削る)

のいずれかに該当するもの

イ 直線上の位置を検出する位置検出器を有するフィードバック装置であつて、当該装置の精度が位置検出器のミリメートルで表したスケールの有効長さの十万分の六パーセントに〇・〇〇〇八ミリメートルを加えて得た数値未満のもの

ロ・ハ
十一 (略)

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様の

ものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ又はマイクロコントローラであつて、次のいずれかに該当するもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。ただし、シリコンを主材料としたマイクロコンピュータ又はマイクロコントローラであつて、オペランドの長さが八ビット以下のものにあつては、他の貨物に使用するように設計したものを含む。)

(一) 削除

(二) 化合物半導体を用いたものであつて、最大クロック周波数が四〇メガヘルツを超えるもの

(三) 一、〇〇〇〇メガバイト毎秒を超える転送速度で並

ニ (略)

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの（他の貨物に使用するように設計したものを除く。）

(一) アナログデジタル変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの

1・2 (略)

3 分解能が一二ビットのものであって、出力速度が一〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

4 分解能が一二ビット超一四ビット以下のものであつて、出力速度が一〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

5 分解能が一四ビットを超えるものであって、出力速度が二・五メガサンプリング毎秒を超えるもの

へ (略)

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（他の貨物に使用するように設計したものを除く。）

イ (略)

ニ マイクロ波用ディスクリトトランジスタであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (五) (略)

ホ マイクロ波用固体増幅器又はマイクロ波用増幅器を含む組立品若しくはモジュールであつて、次のいずれかに該当するもの（マイクロ波用モノリシック集積回路電力増幅器

列マイクロプロセッサ間を直接外部接続するデータバス、命令バス又は直列通信ポートのいずれかを四以上有するもの

ニ (略)

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの（他の貨物に使用するように設計したものを除く。）

(一) アナログデジタル変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの

1・2 (略)

3 分解能が一二ビットのものであって、出力速度が一〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

4 分解能が一二ビット超一四ビット以下のものであつて、出力速度が五メガサンプリング毎秒を超えるもの

5 分解能が一四ビットを超えるものであって、出力速度が一メガサンプリング毎秒を超えるもの

へ (略)

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（他の貨物に使用するように設計したものを除く。）

イ (略)

ニ マイクロ波用トランジスタであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (五) (略)

ホ マイクロ波用固体増幅器又はマイクロ波用増幅器を含む組立品若しくはモジュールであつて、次のいずれかに該当するもの（マイクロ波用モノリシック集積回路電力増幅器

又は四〇・五ギガヘルツ以上四二・五ギガヘルツ以下の動作周波数で使用するように設計した衛星放送用のものを除く。

(一) ～ (五) (略)

(六) 動作周波数が三・二ギガヘルツを超えるものであって、次の1から3までのすべてに該当するもの

1 ～ 3 (略)

へヌ (略)

ル マイクロ波用電力モジュールであつて、進行波管、マイクロ波用モノリシック集積回路及び電源を有するものうち、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの

(一) 完全停止状態から完全作動状態までの時間が一秒未満のもの

(二) 体積が、ワットで表した最高定格出力値に一〇立方センチメートル毎ワットを乗じて得た数値未満のもの

(三) 一オクターブを超える瞬時帯域幅を有するものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 周波数が一八ギガヘルツ以下のものにあつては、無線周波数の出力が一〇〇ワットを超えるもの

2 周波数が一八ギガヘルツを超えるもの

三・四 (略)

五 セルであつて、次のいずれかに該当するもの(他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

イ 一次セルであつて、二〇度の温度におけるエネルギー密度が五五〇ワット時毎キログラムを超えるもの

ロ 二次セルであつて、二〇度の温度におけるエネルギー密度が二五〇ワット時毎キログラムを超えるもの

又は四〇・五ギガヘルツ以上四二・五ギガヘルツ以下の動作周波数で使用するように設計した衛星放送用のものを除く。

(一) ～ (五) (略)

(六) 動作周波数が三ギガヘルツを超えるものであつて、次の1から3までのすべてに該当するもの

1 ～ 3 (略)

へヌ (略)

(新設)

ル 電池であつて、次のいずれかに該当するもの(単二形電池の体積以下の体積を有するもの及び他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

イ 一次電池であつて、零下三〇度より低い温度から七〇度を超える温度まで使用することができるように設計したもののうち、電圧が放電を開始する直前の電圧の七五パーセ

六・七 (略)

七の二 太陽電池セル、セル連結保護ガラス集成品、太陽電池パネル又は太陽光アレイであつて、宇宙用に設計したもののうち、エア・マス・ゼロで一、三六七ワット毎平方メートルの照射を受けたときの最小平均変換効率が、二八度の動作温度において二〇パーセントを超えるもの（他の貨物に使用するよう設計したものを除く。）

八 (略)

八の二 パルス出力の切換えを行うサイリスタデバイス又はサイリスタモジュールであつて、電氣的に若しくは光学的に制御された切換え方法又は電子の放射を制御された切換え方法を用いたものうち、次のいずれかに該当するもの（民生用の鉄道又は航空機用に設計された装置に組み込まれたもの及び他の貨物に使用するよう設計したものを除く。）
イ 最大立上がり電流が三〇、〇〇〇アンペア毎マイクロ秒

ントになるまで放電を行った場合におけるエネルギー密度が四八〇ワット時毎キログラムを超えるもの

ロ 二次電池であつて、五時間率電流での放電及び充電を七五回繰り返しした後、電圧が放電を開始する直前の電圧の七五パーセントになるまで五時間率放電電流で放電を行った場合におけるエネルギー密度が零下二〇度以上六〇度以下のすべての温度範囲において一五〇ワット時毎キログラムを超えるもの

ハ 放射線による影響を防止するように設計した宇宙用の太陽電池であつて、二、五二七度のタングステン光源から一キロワット毎平方メートルの照射を受けたときの出力が、二八度の動作温度において一六〇ワット毎平方メートルを超えるもの

六・七 (略)

(新設)

八 (略)

(新設)

を超えるものであって、休止状態電圧が一、一〇〇ボルトを超えるもの

ロ 最大立上がり電流が二、〇〇〇アンペア毎マイクロ秒を超えるものであって、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 休止状態電圧が三、〇〇〇ボルト以上のもの

(二) 最大電流が三、〇〇〇アンペア以上のもの

九〇十二 (略)

十三 周波数シンセサイザーを用いた信号発生器のうち、合成出力周波数の精度及び安定度が入力周波数又は当該装置の基準参照発振器によって規定されるものであって、次のいずれかに該当するもの(周波数シンセサイザーを用いた信号発生器であつて、二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逡倍した値によって出力周波数を規定する装置及び他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

イ・ロ (略)

ハ 次のいずれかに該当するもの

(一) 周波数切換え所要時間が一〇ナノ秒未満のもの

(二) 三・二ギガヘルツ超一〇・六ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、一・六ギガヘルツを超えるあらゆる周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

(三) 一〇・六ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツを超えるあらゆる周波数切換えの所要時間が二五〇マイクロ秒未満のもの

(四) 三一・八ギガヘルツ超四三・五ギガヘルツ以下の

を超えるものであって、休止状態電圧が一、一〇〇ボルトを超えるもの

ロ 最大立上がり電流が二、〇〇〇アンペア毎マイクロ秒を超えるものであって、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 休止状態電圧が三、〇〇〇ボルト以上のもの

(二) 最大電流が三、〇〇〇アンペア以上のもの

九〇十二 (略)

十三 周波数シンセサイザーを用いた信号発生器のうち、合成出力周波数の精度及び安定度が入力周波数又は当該装置の基準周波数によって規定されるものであって、次のいずれかに該当するもの(周波数シンセサイザーを用いた信号発生器であつて、二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逡倍した値によって出力周波数を規定する装置及び他の貨物に使用するように設計したものを除く。)

イ・ロ (略)

ハ 周波数切換え所要時間が一ミリ秒未満のもの

合成出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツを超えるあらゆる周波数切換えの所要時間が五〇〇マイクロ秒未満のもの

(五) 四三・五ギガヘルツを超える合成出力周波数範囲で、周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

ニ (略)

十四〜十六の二 (略)

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ 結晶のエピタキシャル成長装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 七五ミリメートル以上の長さにわたり膜の厚さの許容差の絶対値が二・五パーセント未満のシリコン以外の膜を形成できるもの

(二) ・ (三) (略)

ロ ホ (略)

ヘ リソグラフィ装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) インプリントリソグラフィ装置であつて、一八〇

ナノメートル以下の線幅を実現することができるもの

ニ (略)

十四〜十六の二 (略)

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ 結晶のエピタキシャル成長装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 次のいずれかに該当する膜を形成することができるもの

1 シリコン膜であつて、二〇〇ミリメートル以上の長さ にわたり膜の厚さの許容差の絶対値が二・五パーセント未満のもの

2 シリコン以外の物質の膜であつて、七五ミリメートル以上の長さ にわたり膜の厚さの許容差の絶対値が二・五パーセント未満のもの

(二) ・ (三) (略)

ロ ホ (略)

ヘ リソグラフィ装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(新設)

(三) (略)

ト マスク又はレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 第一号から第八号の二までのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの

(二) (略)

(三) 第一号から第八号の二までのいずれかに該当する集積回路の製造用のインプリントリソグラフィテンプレート

チ (略)

十八 (略)

十九 レジストであつて、次のいずれかに該当するもの又はそれを塗布した基板

イ 半導体用のリソグラフィに使用するポジ形レジストであつて、二四五ナノメートル未満の波長の光で使用することができるよう設計したもの

ロ〜ニ (略)

二十・二十一 (略)

二十二 炭化けい素ウエハーであつて、電気抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもの

第七条 輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品(次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれら

(二) (略)

ト マスク又はレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 第一号から第八号までのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの

(二) (略)

(新設)

チ (略)

十八 (略)

十九 レジストであつて、次のいずれかに該当するもの又はそれを塗布した基板

イ 半導体用のリソグラフィに使用するポジ形レジストであつて、三五〇ナノメートル未満の波長の光で使用することができるよう設計したもの

ロ〜ニ (略)

二十・二十一 (略)

(新設)

第七条 輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品(次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれら

の部分品を除く。）

イゝヌ (略)

ル 輸出令別表第一の九の項(一)から(三)まで又は(五)から(五の四)までに掲げる貨物に内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもの

四 (略)

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 伝送通信装置、電子式交換装置、光ファイバー通信ケーブル、通信用の光ファイバー、フェーズドアレーアンテナ、監視用の方向探知機、通信妨害装置又は電波その他の電磁波を

発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置であって、次のいずれかに該当するもの

イゝハ (略)

二 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品であって、次のいずれかに該当するもの

イ 送信機又は無線受信機であって、次のいずれかに該当するもの

(一) 一・五メガヘルツ以上八七・五メガヘルツ以下の周波数範囲で使用することができるものであって、次の1及び2に該当するもの

1・2 (略)

(削る)

(二) スペクトル拡散(周波数ホッピングを含む。)技

の部分品を除く。）

イゝヌ (略)

ル 輸出令別表第一の九の項(一)から(三)まで、(五)又は(五の二)に掲げる貨物に内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもの

四 (略)

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 伝送通信装置、電子式交換装置、光ファイバー通信ケーブル、通信用の光ファイバー、フェーズドアレーアンテナ又は監視用の方向探知機であって、次のいずれかに該当するもの

イゝハ (略)

二 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品であって、次のいずれかに該当するもの

イ 送信機又は無線受信機であって、次のいずれかに該当するもの

(一) 一・五メガヘルツ以上八七・五メガヘルツ以下の周波数範囲で使用することができるものであって、次の1及び2に該当するもの又は3に該当するもの

1・2 (略)

3

適応型の干渉信号抑圧技術を用いたものであって、干渉信号を一五デシベルを超えて抑圧することができるように設計したもの

(二) スペクトル拡散(周波数ホッピングを含む。)技

術を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの（三）に該当するもの又は出力が一・〇ワット以下のものを除く。）

1・2（略）

（三） ウルトラワイドバンド変調技術を用いたものであって、使用者によってチャンネル符号、スクランブル符号又はネットワーク認識符号の書換えができるものうち、次のいずれかに該当するもの

1 帯域幅が五〇〇メガヘルツを超えるもの

2 瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が二〇パーセント以上のもの

ロ・ハ（略）

三〇五（略）

五の二 動作周波数が三〇メガヘルツを超える監視用の方向探知機であつて、次のイ及びロに該当するもの又はその部分品

イ 一〇メガヘルツ以上の瞬時帯域幅を有するもの

ロ 一ミリ秒未満の信号時間で、連携していない無線送信機に対する方位線を見つけることができるもの（削る）

五の三 通信妨害装置であつて、セルラー移动通信に意図的かつ選択的に干渉し、若しくはこれを意図的かつ選択的に阻害し、途絶させ、減退させ、若しくは誘引するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ 無線アクセスネットワークの機能を装うもの

ロ 使用されている移动通信プロトコルを探知し、及びこれを利用するもの

術を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの（出力が一・〇ワット以下のものを除く。）

1・2（略）

（三） ウルトラワイドバンド技術を用いたものであって、使用者によってチャンネル符号又はスクランブル符号の書換えができるもの

ロ・ハ（略）

三〇五（略）

五の二 動作周波数が三〇メガヘルツを超える監視用の方向探知機であつて、次のイからハまでのすべてに該当するもの又はその部分品

イ 一メガヘルツ以上の瞬時帯域幅を有するもの

ロ 一〇〇周波数チャンネルを超える並列処理ができるもの

ハ 方向探知の処理速度が一チャンネル当たり一秒につき一、〇〇〇を超えるもの

（新設）

五の四 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置であつて、非レーダー発信機により周囲に発信された無線周波数放射の反射を測定することにより移動している目標物を探知し、及び追跡するように設計したもの

六 (略)

七 前号に掲げるもののほか、第一号、第二号、第四号若しくは第五号から第五号の四までのいずれかに該当する貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置若しくは修理用の装置（光ファイバーの試験装置及び測定装置を除く。）又はこれらの部分品若しくは附属品

八・八の二 (略)

九 暗号装置であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（次のへからルまでのいずれか又は第三条第十九号ハ（二）2又は第十条第五号イに該当するものを除く。）又はその部分品

イ・ロ (略)

ハ スペクトル拡散のための拡散符号の生成（周波数ホッピングのためのホッピング符号の生成を含む。）に暗号処理技術を用いるように設計したもの（ニに該当するものを除く。）

ニ 次のいずれかに該当するウルトラワイドバンド変調技術のためのチャンネル符号、スクランブル符号又はネットワーク認識符号の生成に暗号処理技術を用いるように設計したもの

(一) 帯域幅が五〇〇メガヘルツを超えるもの

(二) 瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が二〇パーセント以上のもの

(新設)

六 (略)

七 前号に掲げるもののほか、第一号、第二号、第四号、第五号若しくは第五号の二のいずれかに該当する貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置若しくは修理用の装置（光ファイバーの試験装置及び測定装置を除く。）又はこれらの部分品若しくは附属品

八・八の二 (略)

九 暗号装置であつて、次のイからニまでのいずれかに該当するもの（次のホからヌまでのいずれか又は第三条第十九号ハ（二）2又は第十条第五号イに該当するものを除く。）又はその部分品

イ・ロ (略)

ハ スペクトル拡散のための拡散符号の生成（周波数ホッピングのためのホッピング符号の生成を含む。）に暗号処理技術を用いるように設計したもの

ニ ウルトラワイドバンド技術のためのチャンネル符号又はスクランブル符号の生成に暗号処理技術を用いるように設計したもの

ホ 量子暗号を用いるように設計したものを

ヘ ICカードであつて、その暗号機能が次のトからルまでのいずれかに該当する装置に限定されて使用されるものは広く一般に使用されるものであつて、その暗号機能が使用者によつて変更ができず、かつ、当該ICカードに保存されている個人情報保護に限定して使用するように設計したもの

ト (略)

チ 使用者によつて暗号機能の変更ができない装置であつて、暗号機能として次のいずれかに該当する一又は二以上のもののみを有するように設計したもの

(一) (四) (略)

(五) 半導体デバイス又は集積回路の設計用のライブラリ、設計属性又は設計関連データを保護する暗号化、復号化又は暗号復号化機能

リ (略)

十三 (略)

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イハ (略)

ニ 宇宙用に設計していないフォォカルプレーンアレーであつて、次の(一)及び(二)に該当するもの(素子の数が一六以下のカプセル封じをした光導電セルであつて硫化鉛又はセレン化鉛を用いたもの及び焦電検出器であつて硫酸

(新設)

ホ ICカードであつて、その暗号機能が次のヘからヌまでの

いずれかに該当する装置に限定されて使用されるものは広く一般に使用されるものであつて、その暗号機能が使用者によつて変更ができず、かつ、当該ICカードに保存されている個人情報保護に限定して使用するように設計したもの

ヘ (略)

ト 使用者によつて暗号機能の変更ができない装置であつて、暗号機能として次のいずれかに該当する一又は二以上のもののみを有するように設計したもの

(一) (四) (略)

チ (略)

十三 (略)

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イハ (略)

ニ 宇宙用に設計していないフォォカルプレーンアレーであつて、次の(一)及び(二)に該当するもの(素子の数が一六以下のカプセル封じをした光導電セルであつて硫化鉛又はセレン化鉛を用いたもの及び焦電検出器であつて硫酸

三グリシン、チタン酸ジルコン酸鉛にランタンを添加したもの、タンタル酸リチウム、ポリふっ化ビニリデン又はニオブ酸ストロンチウムバリウムを用いたものを除く。）

(二) 次のいずれかに該当するもの

1 熱型でないフォーカルプレーンアレー(ゲルマニウム又はシリコンを用いたものを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの

一〇三 (略)

四 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれ要素素子が一、二〇〇ナノメートル超三、五〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

五 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれ要素素子が三、〇〇〇ナノメートル超三〇、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

2 (略)

(二) (略)

ホ 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであつて、次のいずれかに該当するもの(素子の数が一六以下のカプセル封じをした光電導セルであつて硫化鉛又はセレン化鉛を用いたもの及び焦電検出器であつて硫酸三グリシン、チタン酸ジルコン酸鉛にランタンを添加したもの、タンタル酸リチウム、ポリふっ化ビニリデン又はニオブ酸ストロンチウムバリウムを用いたものを除く。)のうち、二に該当するもの以外のもの

三グリシン、チタン酸ジルコン酸鉛にランタンを添加したもの、タンタル酸リチウム、ポリふっ化ビニリデン又はニオブ酸ストロンチウムバリウムを用いたものを除く。）

(二) 次のいずれかに該当するもの

1 熱型でないフォーカルプレーンアレー(ゲルマニウム又はシリコンを用いたものを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの

一〇三 (略)

四 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれ要素素子が一、二〇〇ナノメートル超二、五〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

五 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれ要素素子が二、五〇〇ナノメートル超三〇、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

2 (略)

(二) (略)

ホ 宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであつて、次のいずれかに該当するもの(素子の数が一六以下のカプセル封じをした光電導セルであつて硫化鉛又はセレン化鉛を用いたもの及び焦電検出器であつて硫酸三グリシン、チタン酸ジルコン酸鉛にランタンを添加したもの、タンタル酸リチウム、ポリふっ化ビニリデン又はニオブ酸ストロンチウムバリウムを用いたものを除く。)のうち、二に該当するもの以外のもの

(二) 熱型でないフォールプレーンアレー(ゲルマニウム又はシリコンを用いたものを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの

1〜3 (略)

4 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれの要素素子が一、二〇〇ナノメートル超三、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものうち、次のいずれかに該当するもの

一・二 (略)

5 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれの要素素子が三、〇〇〇ナノメートル超三〇、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

(二) (略)

へ (略)

四〜九 (略)

九の二 非球面光学素子であつて、次のイからハまでのすべてに該当するもの

イ〜ハ (略)

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの(二に該当するものを除く。)

(一) 一五〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであつて、定格出力が一ワットを超えるもの

(二) 一五〇ナノメートル以上五二〇ナノメートル以下

(二) 熱型でないフォールプレーンアレー(ゲルマニウム又はシリコンを用いたものを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの

1〜3 (略)

4 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれの要素素子が一、二〇〇ナノメートル超二、五〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものうち、次のいずれかに該当するもの

一・二 (略)

5 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれの要素素子が二、五〇〇ナノメートル超三〇、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

(二) (略)

へ (略)

四〜九 (略)

九の二 非球面光学素子であつて、次のイからハまでのすべてに該当するもの(第六条第十七号に該当するものを除く。)

イ〜ハ (略)

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ガスレーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) エキシマレーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの(第六条第十七号に該当するものを除く。)

1 一五〇ナノメートル以下の波長で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

の波長範囲で使用するように設計したものであって、定格出力が三〇ワットを超えるもの（アルゴンレーザー発振器であつて定格出力が五〇ワット以下のものを除く。）

(三) 五二〇ナノメートル超五四〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

- 1 単一横モードで発振するものであって、定格出力が五〇ワットを超えるもの
- 2 多重横モードで発振するものであって、定格出力が一五〇ワットを超えるもの

(四) 五四〇ナノメートル超八〇〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、定格出力が三〇ワットを超えるもの

(五) 八〇〇ナノメートル超九七五ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

- 1 単一横モードで発振するものであって、定格出力が五〇ワットを超えるもの
- 2 多重横モードで発振するものであって、定格出力が八〇ワットを超えるもの

(六) 九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

- 1 単一横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの
- 一 ウォールプラグ効率が一二パーセントを超えるものであって、定格出力が一〇〇ワットを超えるもの

の)
一 パルス当たり五〇ミリジュールを超えるパルスを発振するもの

二 平均出力が一ワットを超えるもの

2 一五〇ナノメートル超一九〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

一 パルス当たり一・五ジュールを超えるパルスを発振するもの

二 平均出力が一二〇ワットを超えるもの

3 一九〇ナノメートル超三六〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

一 パルス当たり一〇ジュールを超えるパルスを発振するもの

二 平均出力が五〇〇ワットを超えるもの

4 三六〇ナノメートルを超える波長で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

一 パルス当たり一・五ジュールを超えるパルスを発振するもの

二 平均出力が三〇ワットを超えるもの

(二) 金属蒸気レーザ発振器であつて、次のいずれかに該当するもの

1 銅レーザ発振器であつて、平均出力が二〇ワットを超えるもの

2 金レーザ発振器であつて、平均出力が五ワットを超えるもの

波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1 一パルス当たり一・五ジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が三〇ワットを超えるもの

2 平均出力が三〇ワットを超えるもの

(五) 八〇〇ナノメートル超九七五ナノメートル以下の

波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1 一マイクロ秒以下のパルス幅のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

一 一パルス当たり〇・五ジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が五〇ワットを超えるもの

二 単一横モードで発振するものであって、平均出力が二〇ワットを超えるもの

三 多重横モードで発振するものであって、平均出力が五〇ワットを超えるもの

2 一マイクロ秒を超えるパルス幅のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

一 一パルス当たり二ジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が五〇ワットを超えるもの

二 単一横モードで発振するものであって、平均出力が五〇ワットを超えるもの

三 多重横モードで発振するものであって、平均出力が八〇ワットを超えるもの

(六) 九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以

下を発振し、かつ、パルスのピーク出力が一ワットを超えるもの

二 平均出力又は持続波の定格出力が一ワットを超えるもの

2 一五〇ナノメートル超八〇〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

一 一パルス当たり一・五ジュールを超えるパルスを発振し、かつ、パルスのピーク出力が三〇ワットを超えるもの

二 平均出力又は持続波の定格出力が三〇ワットを超えるもの

3 八〇〇ナノメートル超一、四〇〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

一 一パルス当たり〇・二五ジュールを超えるパルスを発振し、かつ、パルスのピーク出力が一〇ワットを超えるもの

二 平均出力又は持続波の定格出力が一〇ワットを超えるもの

4 一、四〇〇ナノメートルを超える波長で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が一ワットを超えるもの

ロ 半導体レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの

(一) 単一横モード半導体レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの

1 一、五一〇ナノメートル以下の波長範囲で使用す

下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 | 一 ナノ秒以下のパルス幅のパルスを発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの

一 | ピーク出力が一パルス当たり五ギガワットを超えるもの

二 | 平均出力が一〇ワットを超えるもの

三 | 一パルス当たり〇・一ジュールを超えるパルスを発振するもの

2 | 一 ナノ秒超一マイクロ秒以下のパルス幅のパルスを発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの

一 | 単一横モードで発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの

イ | ピーク出力が一〇〇メガワットを超えるもの

ロ | 平均出力が二〇ワットを超えるものであつて、最大パルス繰り返し周波数が一キロヘルツ以下になるように設計したもの

ハ | ウォールプラグ効率が一二パーセントを超えるものであつて、平均出力が一〇〇ワットを超えるもののうち、パルス繰り返し周波数が一キロヘルツを超えて作動するもの

ニ | 平均出力が一五〇ワットを超えるものであつて、パルス繰り返し周波数が一キロヘルツを超えて作動するもの

ホ | 一パルス当たり二ジュールを超えるパルスを発振するもの

二 | 多重横モードで発振するものであつて、次のい

るように設計したもののうち、平均出力又は持続波の定格出力が一・五ワットを超えるもの

2 | 一、五一〇ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計したもののうち、平均出力又は持続波の定格出力が五〇〇ミリワットを超えるもの

(二) | 多重横モード半導体レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの

1 | 一、四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したもののうち、平均出力又は持続波の定格出力が一〇ワットを超えるもの

2 | 一、四〇〇ナノメートル以上一、九〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したもののうち、平均出力又は持続波の定格出力が二・五ワットを超えるもの

3 | 一、九〇〇ナノメートル以上の波長範囲で使用するように設計したもののうち、平均出力又は持続波の定格出力が一ワットを超えるもの

(三) | 半導体レーザー発振器を集積化した半導体レーザー

一、四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したもののうち、平均出力又は持続波の定格出力が八〇ワットを超えるもの

二、四〇〇ナノメートル以上一、九〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したもののうち、平均出力又は持続波の定格出力が二五ワットを超えるもの

三 | 一、九〇〇ナノメートル以上の波長範囲で使用するように設計したもののうち、平均出力又は持続波

の定格出力が一・五ワットを超えるもの

二 | 一、五一〇ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計したもののうち、平均出力又は持続波の定格出力が五〇〇ミリワットを超えるもの

(二) | 多重横モード半導体レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの

1 | 一、四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したもののうち、平均出力又は持続波の定格出力が一〇ワットを超えるもの

2 | 一、四〇〇ナノメートル以上一、九〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したもののうち、平均出力又は持続波の定格出力が二・五ワットを超えるもの

3 | 一、九〇〇ナノメートル以上の波長範囲で使用するように設計したもののうち、平均出力又は持続波

ずれかに該当するもの

イ ピーク出力が四〇〇メガワットを超えるもの
ロ ウォールプラグ効率が一八パーセントを超えるものであって、平均出力が五〇〇ワットを超えるもの

ハ 平均出力が二キロワットを超えるもの

ニ 一パルス当たり四ジュールを超えるパルスを発振するもの

3 | 一 マイクロ秒を超えるパルス幅のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

一 単一横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

イ ピーク出力が五〇〇キロワットを超えるもの
ロ ウォールプラグ効率が一二パーセントを超えるものであって、平均出力が一〇〇ワットを超えるもの

ハ 平均出力が一五〇ワットを超えるもの

二 多重横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

イ ピーク出力が一メガワットを超えるもの
ロ ウォールプラグ効率が一八パーセントを超えるものであって、平均出力が五〇〇ワットを超えるもの

ハ 平均出力が二キロワットを超えるもの

(七)

一、一五〇ナノメートル超一、五五五ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1 | 一 マイクロ秒以下のパルス幅のパルスを発振する

の定格出力が一〇ワットを超えるもの

(四) 半導体レーザーアレースタックであって、(三)に該当するアレーを含むもの

ハ 固体レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの

(一) 波長可変レーザー発振器(チタンサファイアレーザー発振器、トリウムワイエーレーザー発振器、アレキサンドライトレーザー発振器又はカラーセンターレーザー発振器を含む。(二)において同じ。)であって、次のいずれかに該当するもの

1 | 六〇〇ナノメートル未満の波長で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

一 一パルス当たり五〇ミリジュールを超えるパルスを発振し、かつ、パルスのピーク出力が一ワットを超えるもの

二 平均出力又は持続波の定格出力が一ワットを超えるもの

2 | 六〇〇ナノメートル以上一、四〇〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

一 一パルス当たり一ジュールを超えるパルスを発振し、かつ、パルスのピーク出力が二〇ワットを超えるもの

二 平均出力又は持続波の定格出力が二〇ワットを超えるもの

3 | 一、四〇〇ナノメートルを超える波長で使用する

ものであって、次のいずれかに該当するもの

一 パルス当たり 0.5 ジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が 50 ワットを超えるもの

二 単一横モードで発振するものであって、平均出力が 20 ワットを超えるもの

三 多重横モードで発振するものであって、平均出力が 50 ワットを超えるもの

2 | 一 マイクロ秒を超えるパルス幅のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

一 パルス当たり 2 ジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が 50 ワットを超えるもの

二 単一横モードで発振するものであって、平均出力が 50 ワットを超えるもの

三 多重横モードで発振するものであって、平均出力が 80 ワットを超えるもの

(八)

一、五五五ナノメートルを超える波長範囲で使用するよう設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

1 | 一 パルス当たり 100 ミリジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が 1 ワットを超えるもの

2 | 平均出力が 1 ワットを超えるもの

ハ 波長可変レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの（二に該当するものを除く。）

(一) | 六 00 ナノメートル未満の波長範囲で使用するよう設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

ように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

一 パルス当たり 50 ミリジュールを超えるパルスを発振し、かつ、パルスのピーク出力が 1 ワットを超えるもの

二 平均出力又は持続波の定格出力が 1 ワットを超えるもの

(二)

波長可変レーザー発振器以外の固体レーザー発振器（アトミクストラクション固体レーザー発振器を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの

1 | ネオジムガラスレーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの

一 キュースイッチを用いたものであって、次のいずれかに該当するもの

イ 一 パルス当たり 20 ジュール超 50 ジュール以下のパルスを発振し、かつ、平均出力が 10 ワットを超えるもの

ロ 一 パルス当たり 50 ジュールを超えるパルスを発振するもの

二 キュースイッチを用いていないものであって、次のいずれかに該当するもの

イ 一 パルス当たり 50 ジュール超 100 ジュール以下のパルスを発振し、かつ、平均出力が 20 ワットを超えるもの

ロ 一 パルス当たり 100 ジュールを超えるパルスを発振するもの

2 | 一、 000 ナノメートル超 1 、 100 ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したネオジ

- もの
- 1 パルス当たり五〇ミリジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が一ワットを超えるもの
 - 2 平均出力又は持続波の定格出力が一ワットを超えるもの
- (二) 六〇〇ナノメートル以上一、四〇〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
- 1 パルス当たり一ジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が二〇ワットを超えるもの
 - 2 平均出力又は持続波の定格出力が二〇ワットを超えるもの
- (三) 一、四〇〇ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
- 1 パルス当たり五〇ミリジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が一ワットを超えるもの
 - 2 平均出力又は持続波の定格出力が一ワットを超えるもの
- ニ レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの
- (一) 半導体レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの
- 1 単一横モードで発振する単一の半導体レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの
 - 一 一、五一〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は

- ムを添加した固体レーザー発振器（ネオジムガラスレーザー発振器を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの
- 一 パルス励起、キュースイッチ及びモード同期を用いたものであって、一ナノ秒未満のパルス幅のパルスを発振するもののうち、次のいずれかに該当するもの
 - イ パルスのピーク出力が五ギガワットを超えるもの
 - ロ 平均出力が一〇ワットを超えるもの
 - ハ 一パルス当たり〇・一ジュールを超えるパルスを発振するもの
- 二 パルス励起及びキュースイッチを用いたものであって、一ナノ秒以上のパルス幅のパルスを発振するもののうち、次のいずれかに該当するもの
- イ 単一横モードのパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの
 - (一) パルスのピーク出力が一〇〇メガワットを超えるもの
 - (二) 平均出力が二〇ワットを超えるもの
 - (三) 一パルス当たり二ジュールを超えるパルスを発振するもの
- ロ 多重横モードのパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの
- (一) パルスのピーク出力が四〇〇メガワットを超えるもの
 - (二) 平均出力が二キロワットを超えるもの
 - (三) 一パルス当たり二ジュールを超えるもの

持続波の定格出力が一・五ワットを超えるもの

- 二 一、五一〇ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が五〇〇ミリワットを超えるもの

2 | 多重横モードで発振する単一の半導体レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの

- 一、四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が一〇ワットを超えるもの

二 | 一、四〇〇ナノメートル以上一、九〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が一〇ワットを超えるもの

- 二・五ワットを超えるもの

三 | 一、九〇〇ナノメートル以上の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が一ワットを超えるもの

3 | 単一の半導体レーザーアレイであって、次のいずれかに該当するもの

- 一、四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が八〇ワットを超えるもの

- 二 一、四〇〇ナノメートル以上一、九〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が二五ワットを超えるもの

- 三 一、九〇〇ナノメートル以上の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は

ルスを発振するもの

- 三 パルス励起を用い、かつ、キュースイッチを用いていないものであって、次のいずれかに該当するもの

イ 単一横モードのパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

- (一) パルスのピーク出力が五〇〇キロワットを超えるもの

- ロ 多重横モードのパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

- (一) パルスのピーク出力が一メガワットを超えるもの

- (二) 平均出力が二キロワットを超えるもの

四 連続励起を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの

- イ 単一横モードのパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

- (一) パルスのピーク出力が五〇〇キロワットを超えるもの

- (二) 平均出力又は持続波の定格出力が一五〇ワットを超えるもの

- ロ 多重横モードのパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

- (一) パルスのピーク出力が一メガワットを超えるもの

- (二) 平均出力又は持続波の定格出力が二キロワットを超えるもの

- 持続波の定格出力が一〇ワットを超えるもの
- 4 半導体レーザーアレースタックであつて、3に該当するアレーを含むもの
- (二) 一酸化炭素レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの
- 1 一パルス当たり二ジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が五キロワットを超えるもの
- 2 平均出力又は持続波の定格出力が五キロワットを超えるもの
- (三) 二酸化炭素レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの
- 1 持続波の定格出力が一五キロワットを超えるもの
- 2 一〇マイクロ秒を超えるパルス幅でパルスを発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの
- 一 平均出力が一〇キロワットを超えるもの
- 二 ピーク出力が一〇〇キロワットを超えるもの
- 3 一〇マイクロ秒以下のパルス幅でパルスを発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの
- 一 パルス当たり五ジュールを超えるパルスを発振するもの
- 二 平均出力が二・五キロワットを超えるもの
- (四) エキシマレーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの
- 1 一五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの
- 一 パルス当たり五〇ミリジュールを超えるパルスを発振するもの
- 3 1 ネオジムガラスレーザー発振器又はネオジムを添加した固体レーザー発振器(一、〇〇〇ナノメートル超一、一〇〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものに限る。)以外のものであつて、次のいずれかに該当するもの
- 一 一五〇ナノメートル未満の波長で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 一パルス当たり五〇ミリジュールを超えるパルスを発振し、かつ、パルスのピーク出力が一ワットを超えるもの
- ロ 平均出力又は持続波の定格出力が一ワットを超えるもの
- 二 一五〇ナノメートル以上八〇〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 一パルス当たり一・五ジュールを超えるパルスを発振し、かつ、パルスのピーク出力が三〇ワットを超えるもの
- ロ 平均出力又は持続波の定格出力が三〇ワットを超えるもの
- 三 八〇〇ナノメートル超一、四〇〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの
- イ キュースイッチを用いたものであつて、次のいずれかに該当するもの
- (一) 一パルス当たり〇・五ジュールを超えるパルスを発振し、かつ、パルスのピーク

- 二 平均出力が一ワットを超えるもの
 - 2 一五〇ナノメートル超一九〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
 - 一 パルス当たり一・五ジュールを超えるパルスを発振するもの
 - 二 平均出力が一二〇ワットを超えるもの
 - 3 一九〇ナノメートル超三六〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
 - 一 パルス当たり一〇ジュールを超えるパルスを発振するもの
 - 二 平均出力が五〇〇ワットを超えるもの
 - 4 三六〇ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
 - 一 パルス当たり一・五ジュールを超えるパルスを発振するもの
 - 二 平均出力が三〇ワットを超えるもの
- (五) 化学レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの
- 1 ふつ化水素レーザー発振器
 - 2 ふつ化重水素レーザー発振器
 - 3 トランスフラーレーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの
 - 一 酸素からの励起移動によって励起するように設計したよう素レーザー発振器
 - 二 ふつ化重水素からの励起移動によって励起するもの

- 出力が五〇ワットを超えるもの
 - (二) 単一横モードの平均出力が一〇ワットを超えるもの
 - (三) 多重横モードの平均出力が三〇ワットを超えるもの
- ロ キュースイッチを用いていないものであって、次のいずれかに該当するもの
 - (一) パルス当たり二ジュールを超えるパルスを発振し、かつ、パルスのピーク出力が五〇ワットを超えるもの
 - (二) 平均出力又は持続波の定格出力が五〇ワットを超えるもの
- 四 一、四〇〇ナノメートルを超える波長で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
 - イ パルス当たり一〇〇ミリジュールを超えるパルスを発振し、かつ、パルスのピーク出力が一ワットを超えるもの
 - ロ 平均出力又は持続波の定格出力が一ワットを超えるもの
- 二 液体レーザー発振器（色素レーザー発振器を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの
 - (一) 一五〇ナノメートル未満の波長で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
 - 1 パルス当たり五〇ミリジュールを超えるパルスを発振し、かつ、パルスのピーク出力が一ワットを超えるもの
 - 2 平均出力又は持続波の定格出力が一ワットを超えるもの

ように設計した二酸化炭素レーザー発振器

(六)

ネオジムガラスレーザー発振器(連続してパルスを発振するものを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの

- 1 一マイクロ秒以下のパルス幅でパルスを発振し、かつ、一パルス当たり五〇ジュールを超えるパルスを発振するもの
- 2 一マイクロ秒を超えるパルス幅でパルスを発振し、かつ、一パルス当たり一〇〇ジュールを超えるパルスを発振するもの

もの

(二)

一五〇ナノメートル以上八〇〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

- 1 一パルス当たり一・五ジュールを超えるパルスを発振し、かつ、パルスのピーク出力が二〇ワットを超えるもの
- 2 平均出力又は持続波の定格出力が二〇ワットを超えるもの
- 3 平均出力が一ワットを超える単一縦モードのパルスを発振するものであつて、パルス幅が一〇〇ナノ秒未満の場合にパルス繰返し周波数が一キロヘルツを超えるもの

(三)

八〇〇ナノメートル超一、四〇〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

- 1 一パルス当たり〇・五ジュールを超えるパルスを発振し、かつ、パルスのピーク出力が一〇ワットを超えるもの
- 2 平均出力又は持続波の定格出力が一〇ワットを超えるもの

(四)

一、四〇〇ナノメートルを超える波長で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

- 1 一パルス当たり一〇〇ミリジュールを超えるパルスを発振し、かつ、パルスのピーク出力が一ワットを超えるもの
- 2 平均出力又は持続波の定格出力が一ワットを超えるもの

ホ・ヘ (略)

十一 磁力計、磁場勾配計（医療用に設計したものを除く。）若しくは水中電場センサー（漁業用を除く。）若しくはこれらの校正装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ヘ (略)

ト 水中電場センサーであつて、一ヘルツの周波数で測定した場合のノイズレベルが八ナノボルト毎メートル未満のもの

チ〜ヌ (略)

ル 磁力計、磁場勾配計又は水中電場センサーの校正装置であつて、イからヌまでのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等以上の機能を有する磁力計、磁場勾配計又は水中電場センサー用に設計したもの（ヲに該当するものを除く。）

ヲ 磁力計、磁場勾配計又は水中電場センサーの校正装置であつて、次のいずれかに該当する貨物用に設計したもの

(一) ハに該当する磁力計であつて、ノイズレベルが二

ピコテスラ未満を実現する光ポンプ又は核磁気共鳴の

技術を利用したもの

(二) トに該当する水中電場センサー

(三) チからヌまでのいずれかに該当する磁場勾配計で

あつて、ノイズレベルが三ピコテスラ毎メートル未満

を実現するもの

十二 (略)

十三 レーダーであつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、解像

もの

ホ・ヘ (略)

十一 磁力計若しくは磁場勾配計若しくはこれらの校正装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（医療用に設計したものを除く。）

イ〜ヘ (略)

(新設)

ト〜リ (略)

ヌ 磁力計又は磁場勾配計の校正装置であつて、車両、船舶、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体に搭載するように設計したもののうち、地球の磁場の絶対値のみを出力とするもの

ル 磁力計又は磁場勾配計の校正装置であつて、車両、船舶、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体に搭載するように設計したもの（ヌに該当するものを除く。）

十二 (略)

十三 レーダーであつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（二次監視レーダー、衝突防止用に設計した自動車

度が一ミリメートル当たり一二本以下の航空管制用の表示装置、気象レーダー及びこれらの部分品を除く。）

イ 四〇ギガヘルツ以上二三〇ギガヘルツ以下の周波数範囲で使用することができるレーダーであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 平均出力が一〇〇ミリワットを超えるもの

(二) 距離の位置精度が一メートル以下であつて、方位

角の位置精度が〇・二度以下のもの

ロ ヽヲ (略)

十四ノ十六 (略)

第十条 輸出令別表第一の一の項の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 加速度計であつて、次のいずれかに該当するもの又はその
部分品

イ 直線加速度計であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 一四七・一五メートル毎秒毎秒以下の直線加速度

で使用することができるように設計したものであつて、
次のいずれかに該当するもの

1 バイアスの安定性(校正後のものをいう。以下この
の条において同じ。)が一年間につき〇・〇〇一―二

八メートル毎秒毎秒未満のもの

2 スケールファクターの安定性が一年間につき〇・

〇一三パーセント未満のもの

(二) 一四七・一五メートル毎秒毎秒を超える直線加速
度で使用することができるように設計したものであつ

レーダー、解像度が一ミリメートル当たり一二本以下の航空
管制用の表示装置、気象レーダー及びこれらの部分品を除く
。）

イ 四〇ギガヘルツ以上二三〇ギガヘルツ以下の周波数範囲
で使用することができるレーダーであつて、平均出力が一
〇〇ミリワットを超えるもの

ロ ヽヲ (略)

十四ノ十六 (略)

第十条 輸出令別表第一の一の項の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 直線加速度計であつて、慣性航法装置用又は慣性誘導装置
用のものうち、次のいずれかに該当するもの又はその部分
品

イ バイアスの安定性(校正後のものをいう。以下この条に
おいて同じ。)が一年間につき〇・〇〇一―二八メートル毎

秒毎秒未満のもの

ロ スケールファクターの安定性が一年間につき〇・〇一三
パーセント未満のもの

ハ 九八メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用する
ことができるように設計したもの

て、次のいずれかに該当するもの

1| バイアスの再現性が一年間につき〇・〇四九〇五メートル毎秒未満のもの

2| スケールファクターの再現性が一年間につき〇・二五パーセント未満のもの

ロ| (三)| 慣性航法装置又は慣性誘導装置に使用するように設計したものであって、九八一メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用することができるよう設計したものであるもの

イ| 角加速度計又は回転加速度計であって、九八一メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用することができるよう設計したもの

二| ジャイロスコープ若しくは角速度センサーであって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ| 九八一メートル毎秒毎秒以下の直線加速度で使用することができるよう設計したものであって、九・八一メートル毎秒毎秒の状態におけるドリフトレートの安定性が一月間で一時間当たり〇・五度未満のもの

ロ| (略)

ハ| 測定範囲が一秒当たり五〇〇度以上のものであって、次のいずれかに該当するもの

(一)| ドリフトレートの安定性が、九・八一メートル毎

二| ジャイロスコープ、角加速度計又は回転加速度計であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ| 九・八一メートル毎秒毎秒の直線加速度の状態におけるドリフトレートの安定性が一月間で次のいずれかに該当するもの

(一)| 一一七・七メートル毎秒毎秒未満の直線加速度で使用することができるよう設計したものであっては、一時間につき〇・一度未満のもの

(二)| 一一七・七メートル毎秒毎秒以上九八一メートル毎秒毎秒以下の直線加速度で使用することができるよう設計したものであっては、一時間につき〇・五度未満のもの

ロ| (略)

ハ| 九八一メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用することができるよう設計したもの

秒毎秒の状態で三分間測定した場合に、一時間につき
四〇度未満のもの

(二) 角度のランダムウォークを時間の平方根当たりで
表した実効値が〇・二度以下のもの

二 九八一メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用する
ことができるように設計したもの

三 三の三 (略)

三の四 第一号に該当する加速度計若しくは第二号に該当する
ジャイロスコープを組み込んだ慣性測定装置(慣性計測ユニ
ット及び慣性基準装置を含む。)又はその部分品

四 六 (略)

七 水中ソナー航法装置であつて、船首センサーを組み込み、
かつ、ドップラー速度ログ若しくは相関速度ログを用いるも
ののうち、位置精度が平均誤差半径で移動した距離の三パー
セント以下のもの又はその部分品

八 第一号から第七号までのいずれかに該当するものの試験装
置、校正装置、心合わせ装置又は製造用の装置

九 (略)

第十一条 輸出令別表第一の一・二の項の経済産業省令で定める仕
様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 三 (略)

四 潜水艇の部分品又は附属装置であつて、次のいずれかに該
当するもの

イ 一、〇〇〇メートルを超える水深で使用することができ
るように設計した潜水艇の部分品であつて、次のいずれか
に該当するの

(一) 三 (略)

(新設)

三 三の三 (略)
(新設)

四 六 (略)

七 削除

八 第一号から第六号までのいずれかに該当するものの試験装
置、校正装置、心合わせ装置又は製造用の装置

九 (略)

第十一条 輸出令別表第一の一・二の項の経済産業省令で定める仕
様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 三 (略)

四 潜水艇の部分品又は附属装置であつて、次のいずれかに該
当するもの

イ 一、〇〇〇メートルを超える水深で使用することができ
るように設計した潜水艇の部分品であつて、次のいずれか
に該当するの

(一) 三 (略)

(四) 第十二号に該当する材料を用いた部分品

ロ、ホ (略)

五十三 (略)

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 航空機用のガスタービンエンジンであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 第二十五条第三項第二号イから又までのいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)又は第二十七条第五項各号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術を用いたもの。ただし、次のすべてに該当するものを除く。

(一) 本邦若しくは別表第二に掲げる地域の政府機関から認定されたもの

(二) 当該エンジンと一緒に、型式証明若しくは型式証明と同等の国際民間航空機関によつて承認された文書を受けた民間航空機に使用するように設計されたもの

ロ (略)

二十 (略)

十の二 無人航空機又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のイ又はロに該当するもの(娯楽又はスポーツの用に供する模型航空機を除く。)

イ 無人航空機であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 慣性航法装置による自動操縦等により、自律的な飛行制御能力及び航行能力を有するもの

(二) テレビモニターによる遠隔操作等により、視認できる範囲を超えて人が飛行制御できる機能を有するもの

(新設)

ロ、ホ (略)

五十三 (略)

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 航空機用のガスタービンエンジンであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 第二十五条第三項第二号イから又までのいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)又は第二十七条第五項各号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術を用いたもの(本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関が民間航空機と認めた機体に使用するように設計したものであつて、同地域の政府機関から認定されているものを除く。)

ロ (略)

二十 (略)

十の二 無人航空機であつて、次のイ又はロに該当するもの(娯楽又はスポーツの用に供する模型航空機を除く。)

イ 慣性航法装置による自動操縦等により、自律的な飛行制御能力及び航行能力を有するもの

ロ テレビモニターによる遠隔操作等により、視認できる範囲を超えて人が飛行制御できる機能を有するもの

の

ロ 無人航空機の部分品又は附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) イに該当する無人航空機を遠隔操作するように設計したもの

(二) 誘導装置又は制御装置(第十条に該当するものを除く。)であつて、イに該当する無人航空機に統合するように設計したもの

(三) 有人航空機をイに該当する無人航空機に変換するように設計したもの

十一 十九 (略)

二十 第十号の二に該当するものの製造用の装置

第十三条 (略)

2 輸出令別表第一の一四の項(二)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 火薬又は爆薬の主成分となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 二 (略)

ホ 削除

ヘ 削除

ト 三 (略)

二 (略)

三 七 (略)

8 輸出令別表第一の一四の項(九)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 四 (略)

五 Nーノナノイルモルホリン

十一 十九 (略)

(新設)

第十三条 (略)

2 輸出令別表第一の一四の項(二)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 火薬又は爆薬の主成分となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 二 (略)

ホ 硝酸ヒドラジン

ヘ 過塩素酸ヒドラジン

ト 三 (略)

二 (略)

三 七 (略)

8 輸出令別表第一の一四の項(九)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 四 (略)

五 ジフェニルアミンクロロアルシン

六|ジフエニルアミンクロアルシン（アダムサイト）
七|九（略）

第十四条

一|四（略）

五 チャンネルの数が一、〇〇〇を超えるデジタル制御方式の無線受信機（民生用のセルラー無線通信に使用するように設計したものを除く。）又はその部分品若しくは附属品であつて、次のイからハまでのすべてに該当するもの

イ・ロ（略）

ハ 周波数切換え所要時間が一ミリ秒未満のもの

六・七（略）

八 レーダーであつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ 目標の波形又は像の特徴から目標を自動的に識別するデータ処理技術を利用するレーダー（二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、解像度が一ミリメートル当たり一二本以下の航空管制用の表示装置及び気象レーダーを除く。）

ロ（略）

九|十一（略）

第十五条|第十八条（略）

第十九条（略）

2（略）

3 外為令別表の七の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

（新設）
六|八（略）

第十四条

一|四（略）

五 チャンネルの数が一、〇〇〇を超えるデジタル制御方式の無線受信機（民生用のセルラー無線通信に使用するように設計したものを除く。）又はその部分品若しくは附属品であつて、次のイからハまでのすべてに該当するもの

イ・ロ（略）

ハ 周波数切換え所要時間が一ミリ秒未満のもの

六・七（略）

八 レーダーであつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ 目標の波形又は像の特徴から目標を自動的に識別するデータ処理技術を利用するレーダー（二次監視レーダー、衝突防止用に設計した自動車レーダー、解像度が一ミリメートル当たり一二本以下の航空管制用の表示装置及び気象レーダーを除く。）

ロ（略）

九|十一（略）

第十五条|第十八条（略）

第十九条（略）

2（略）

3 外為令別表の七の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三、マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ又はマイクロコントローラのコアであつて、論理演算ユニットのアクセス幅のビット数が三二以上のものうち、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラム及び最小線幅が〇・一三マイクロメートル以上、かつ、金属層が五層以下の多層構造を有するマイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ若しくはマイクロコントローラのコアの設計又は製造に必要な技術を除く。）

イ、ベクトル演算器であつて、浮動小数点ベクトル演算処理を同時に二を超えて実現できるように設計したもの

ロ、六四ビット以上の浮動小数点演算処理を一サイクル当たり二を超えて実現できるように設計したもの

ハ、一六ビットの固定小数点積和演算処理を一サイクル当たり四を超えて実現できるように設計したもの

4・5 (略)

第二十条 (略)

第二十一条 (略)

2 外為令別表の九の項(二)の経済産業省令で定める技術は、つぎのいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三、削除

三の二 伝送通信装置又は電子式交換装置であつて、イ、ロ(一)若しくは(五)、ハ若しくは二(一)に該当するものを

一・二 (略)

三、マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ又はマイクロコントローラであつて、論理演算ユニットのアクセス幅のビット数が三二以上のものうち、複合理論性能（別表第一の中欄に掲げるものの種類に依じて、それぞれの同表の下欄に掲げるものとする。）が一秒につき五三〇メガ演算以上のものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）。ただし、第六条第一号ハからルまでのいずれかに該当する集積回路のうち、次のイ及びロに該当するものの設計又は製造に必要な技術を除く。

イ、最小線幅が〇・五マイクロメートル以上のもの

ロ、多層構造（多結晶シリコン層及び金属層がいずれも三層以下のものを除く。）を有しないもの

4・5 (略)

第二十条 (略)

第二十一条 (略)

2 外為令別表の九の項(二)の経済産業省令で定める技術は、つぎのいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三、経路選択方式がダイナミックルーティング方式の装置を設計、製造又は使用するために設計したプログラム（機械語で表したものを除く。）

三の二 伝送通信装置又は電子式交換装置であつて、イ、ロ(一)若しくは(五)、ハ若しくは二(一)に該当するものを

設計するためのプログラム又は次のいずれかに該当するもの
の設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イゝハ（略）

ニ 無線送信機又は無線受信機であつて、次のいずれかに該
当するもの

(一)・(二)（略）

(三) 一・五メガヘルツ以上八七・五メガヘルツ以下の

周波数範囲で使用することができるものであつて、適
応型の干渉信号抑圧技術を用いたもののうち、干渉信
号を一五デシベルを超えて抑圧することができるよう
に設計したもの

ホ（略）

四〇十五（略）

第二十二條（略）

2 外為令別表の一〇の項(二)の経済産業省令で定める技術は
、次のいずれかに該当するものとする。

一・二（略）

三 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 磁力計、水中電場センサー又は磁場勾配計の校正装置で
あつて、車両、船舶、航空機又は人工衛星その他の宇宙開
発用の飛しよう体に搭載するように設計したもののために
設計したプログラム

ロ 車両、船舶、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の
飛しよう体上で磁気又は水中電場の異常を検出するために
設計したプログラム

ハ・ニ（略）

四（略）

設計するためのプログラム又は次のいずれかに該当するもの
の設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イゝハ（略）

ニ 無線送信機又は無線受信機であつて、次のいずれかに該
当するもの

(一)・(二)（略）

(新設)

ホ（略）

四〇十五（略）

第二十二條（略）

2 外為令別表の一〇の項(二)の経済産業省令で定める技術は
、次のいずれかに該当するものとする。

一・二（略）

三 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 磁力計又は磁場勾配計の校正装置であつて、車両、船舶
、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しよう体に
搭載するように設計したもののために設計したプログラム

ロ 車両、船舶、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の
飛しよう体上で磁気異常を検出するために設計したプログ
ラム

ハ・ニ（略）

四（略）

3～6 (略)

第二十三条 (略)

2 外為令別表の一の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 第十条第一号から第四号までのいずれかに該当するもの使用(修理又はオーバーホールに係るものに限る。)に必要な技術(プログラムを除く。)

3 (略)

4 外為法別表の一の項(四)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～三 (略)

四 次のいずれかに該当するもの設計又は製造に係る技術(プログラムを除く。)

イ ホ (略)

へ データベース参照航法装置であつて、水中での航行で使用することができるように設計したものうち、○・四海里以下の位置精度を提供するソナー又は重力データベースを利用するもの

五～七 (略)

第二十四条 (略)

第二十五条 外為令別表の一三の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第十二条第一号口、第四号から第二十号までのいずれかに該当するもの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除

3～6 (略)

第二十三条 (略)

2 外為令別表の一の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 第十条第一号から第三号の二までのいずれか又は第四号に該当するもの使用(修理又はオーバーホールに係るものに限る。)に必要な技術(プログラムを除く。)

3 (略)

4 外為法別表の一の項(四)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～三 (略)

四 次のいずれかに該当するもの設計又は製造に係る技術(プログラムを除く。)

イ ホ (略)

五～七 (略)

第二十四条 (略)

第二十五条 外為令別表の一三の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第十二条第一号口、第四号から第十号まで又は第十一号から第十九号までのいずれかに該当するもの設計又は製造に

く。

二五 (略)

2 外為令別表の一三の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 プログラムであって、次のいずれかに該当するもの

イニ (略)

ホ 第十二条第十号の二に該当するものを使用するために設

計したプログラム

ヘ 航空機用ガスタービンエンジンのブレード、ベーン又は

チップシユラウドの内部冷却通路を設計するように設計し

たプログラム

ト 次の(一)及び(二)に該当するプログラム

(一) 航空機用ガスタービンエンジンの空熱力、航空力

又は燃焼状態を予測するように設計されたもの

(二) 実際の航空機用ガスタービンエンジンの性能デー

タに基づき、空熱力、航空力又は燃焼状態を理論的に

モデル予想するもの

四 (略)

3 外為令別表の一三の項(三)の経済産業省令で定める技術は

、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに

該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラム

を除く。)又はその設計のためのプログラム

イニ

ヌ 中空のファンブレード

必要な技術(プログラムを除く。)

二五 (略)

2 外為令別表の一三の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 (略)

三 プログラムであって、次のいずれかに該当するもの

イニ (略)

(新設)

四 (略)

3 外為令別表の一三の項(三)の経済産業省令で定める技術は

、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに

該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラム

を除く。)又はその設計のためのプログラム

イニ

ヌ 中空のファンブレードであって、スパン中間での支持が

ないもの

ル (略)
4・5 (略)

第二十六条 (略)

第二十七条 (略)

3 外為令別表の一五の項(四)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するプログラムとする。

一 (略)

二 船首データと次のいずれかに該当する航法データを連続的に統合し、慣性航法装置その他の慣性装置に用いることによつて、これらの装置を第十条第三号、第三号の二又は第三号の三に該当するようにすることができるプログラム(ソースコードのものに限る。)

イハ (略)

4 (略)

5 外為令別表の一五の項(五の二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 水中ソナー航法装置に用いることによつて、その装置を第十条第七号に該当するようにすることができるように設計したプログラム

二 船首データと次のいずれかに該当する航法データを連続的に統合し、水中ソナー航法装置に用いることによつて、その装置を第十条第七号に該当するようにすることができるプログラム(ソースコードのものに限る。)

イ ドップラー効果を利用するソナーからの速度データ
ロ ジーピーエス又はグローナスからの航法データ

ル (略)
4・5 (略)

第二十六条 (略)

第二十七条 (略)

3 外為令別表の一五の項(四)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するプログラムとする。

一 (略)

二 慣性航法データと次のいずれかに該当する航法データを連続的に統合し、慣性航法装置その他の慣性装置に用いることによつて、これらの装置を第十条第三号、第三号の二又は第三号の三に該当するようにすることができるプログラム(ソースコードのものに限る。)

イハ (略)

4 (略)

(新設)

6| ハ| データベース参照航法装置からのデータ
(略)

別表第一 削除

5| (略)

別表第一 (第十九条関係)

<p>マイクロプロセッサ、 マイクロコンピュータ 又はマイクロコントロ ーラの種類</p>	<p>複合理論性能</p>
<p>一の計算要素のみを有 するもの</p>	<p>当該計算要素の理論性能</p>
<p>すべてが個別に動作す る複数の計算要素を有 するもの</p>	<p>当該計算要素の理論性能のう ち最大のものに、その他の計 算要素の理論性能に〇・七五 をそれぞれ乗じて得た値をす べて加えたもの</p>
<p>すべてが、同時に動作 し、かつ、記憶装置を 共有する複数の計算要 素を有するもの</p>	<p>当該計算要素の理論性能のう ち最大のものに、その他の計 算要素の理論性能に〇・七五 をそれぞれ乗じて得た値をす べて加えたもの</p>
<p>削除</p>	<p>削除</p>
<p>すべてが、同時に動作</p>	<p>当該計算要素の理論性能のう</p>

し、かつ、記憶装置を共有しない複数の計算要素を有するもの

ち最大のものに、その他の計算要素の理論性能に次に定める係数をそれぞれ乗じて得た値をすべて加えたもの

イ 計算要素の理論性能の大きい順に並べて計算要素が二番目から三番目までのもの

(一) 当該計算要素に接続されるすべてのチャネルの最大データ速度(メガバイト毎秒で表したものをいう。以下五において単に「最大データ速度」という。)の和が一秒につき二〇メガバイト以上のものであつては、〇・七五

(二) 最大データ速度の和が一秒につき二〇メガバイト未満のものにあつては、最大データ速度の和を二〇で除した値に〇・七五を乗じた値。ただし、計算要素の複合理論性能が一秒につき五〇メガ演算を超えるものであつて、計算要素が二番目か

ら一二番目までのものに
あつては、〇・七五

ロ 計算要素の理論性能の大
きい順に並べて計算要素が
三三番目から六四番目まで
のもの

(一) 最大データ速度の和
が一秒につき二〇メガバ
イト以上のものにあつて
は、〇・六

(二) 最大データ速度の和
が一秒につき二〇メガバ
イト未満のものにあつて
は、最大データ速度の和
を二〇で除した値に〇・
六を乗じた値

ハ 計算要素の理論性能の大
きい順に並べて計算要素が
六五番目から二五六番目ま
でのもの

(一) 最大データ速度の和
が一秒につき二〇メガバ
イト以上のものにあつて
は、〇・四五

(二) 最大データ速度の和
が一秒につき二〇メガバ
イト未満のものにあつて
は、最大データ速度の和

六	
<p>すべてが同時に動作し、かつ、記憶装置を共有する複数の計算要素を有するものと記憶装置を共有しない複数の計算要素又は計算要素の集まりとの両方を有するもの</p>	
<p>次の計算手順により算出した値</p> <p>イ すべてが同時に動作し、かつ、記憶装置を共有する複数の計算要素について三に従い理論性能を求めろ。</p> <p>ロ イで得た理論性能又は記憶装置を共有しない計算要素の理論性能のうち最大のものに、その他の理論性能</p>	<p>を二〇で除した値に〇・四五を乗じた値</p> <p>二 計算要素の理論性能の大きい順に並べて計算要素が二五六番目を超えるもの</p> <p>(一) 最大データ速度の和が一秒につき二〇メガバイト以上のものにあつては、〇・三</p> <p>(二) 最大データ速度の和が一秒につき二〇メガバイト未満のものにあつては、最大データ速度の和を二〇で除した値に〇・三を乗じた値</p>

に次に定める係数をそれぞれ乗じて得た値をすべて加えたもの

(一) 計算要素又は計算要素の集まりの理論性能の大きい順に並べて計算要素が二番目から三二番目までのもの

1 当該計算要素又は計算要素の集まりに接続されるすべてのチャネルの最大データ速度（メガバイト毎秒で表したものをいう。以下六において単に「最大データ速度」という。）の和が一秒につき二〇メガバイト以上のものにあつては、〇・七五
2 最大データ速度の和が一秒につき二〇メガバイト未満のものにあつては、最大データ速度の和を二〇で除した値に〇・七五を乗じた値。ただし、計算要素又は計算要素の集まりの複合理論性能が一秒

につき五〇メガ演算を
超えるものであつて、
計算要素が二番目から
一二番目までのものに
あつては、〇・七五

(二) 計算要素又は計算要
素の集まりの理論性能の
大きい順に並べて計算要
素が三三番目から六四番
目までのもの

1 当該計算要素又は計
算要素の集まりに接続
されるすべてのチャネ
ルの最大速度の和が一
秒につき二〇メガバイ
ト以上のものにあつて
は、〇・六

2 最大データ速度の和
が一秒につき二〇メガ
バイト未満のものにあ
つては、最大データ速
度の和を二〇で除した
値に〇・六を乗じた値

(三) 計算要素又は計算要
素の集まりの理論性能の
大きい順に並べて計算要
素が六五番目から二五六
番目までのもの

<p>1 当該計算要素又は計算要素の集まりに接続されるすべてのチャネルの最大データ速度の和が一秒につき二〇メガバイト以上のものにあつては、〇・四五</p> <p>2 最大データ速度の和が一秒につき二〇メガ</p>	<p>(四) 計算要素又は計算要素の集まりの理論性能の大きい順に並べて計算要素が二五六番目を超えるもの</p> <p>1 当該計算要素又は計算要素の集まりに接続されるすべてのチャネルの最大データ速度の和が一秒につき二〇メガバイト以上のものにあつては、〇・三</p> <p>2 最大データ速度の和が一秒につき二〇メガ</p>
--	---

七	<p>複数の計算要素を有するもの（二、三、五又は六のいずれかに該当するものを除く。）</p>	<p>単独に動作する計算要素の理論性能又は同時に動作する計算要素の組合わせの理論性能のうち最大のもの。なお、同時に動作する計算要素の組合わせの理論性能は、三、五又は六で得た値とする。</p>	<p>バイト未満のものにあつては、最大データ速度の和を二〇で除した値に〇・三を乗じた値</p>
---	--	---	---

備考

- 一 理論性能は、各オペランド長ごとに計算した実効演算速度に補正係数（当該オペランド長を九六で除し、三分の一を加えたものをいう。）を乗じた値のうち最大のものとする。ただし、単一論理操作以外の理論演算を行うことができる計算要素にあつては、実効演算速度とする。
- 二 実効演算速度は、次のとおりとする。ただし、単一サイクルに同じ算術演算を二回以上行うことのできる計算要素にあつては、実行時間（各演算に要する時間のうち最短のもので、秒で表したものを言う。以下同じ。）は、単一サイクル時間をそのサイクル当たりの演算回数で除した値とする。
 - イ 固定小数演算のみを実行する計算要素にあつては、次のとおりとする。
 - （一） 加算命令を実行することができるものにあつては、加算命令の実行時間に三を乗じた値の逆数

(二) 加算命令を実行することができないものにあつては、乗算命令の実行時間の逆数

(三) 加算命令及び乗算命令のいずれも実行することができないものにあつては、算術演算の実行時間のうち最短のもの逆数

ロ 浮動小数点演算のみを実行する計算要素にあつては、次のとおりとする。

(一) 加算命令を実行することができるものであり、かつ、乗算命令を実行することができないものにあつては、加算命令の実行時間の逆数

(二) 乗算命令を実行することができるものであり、かつ、加算命令を実行することができないものにあつては、乗算命令の実行時間の逆数

(三) 加算命令及び乗算命令を実行することができるものにあつては、加算命令の実行時間の逆数と乗算命令の実行時間の逆数のうちいずれか大きいもの

(四) 加算命令及び乗算命令のいずれも実行することができないものであり、かつ、除算命令を実行することができないものにあつては、除算命令の実行時間の逆数

(五) 加算命令、乗算命令及び除算命令のいずれも実行することができないものであり、かつ、逆数演算命令を実行することができないものにあつては、逆数演算命令の実行時間の逆数

(六) 加算命令、乗算命令、除算命令及び逆数演算命令のいずれも実行することができないものにあつては、零

ハ 固定小数点演算及び浮動小数点演算を実行する計算要素にあつては、固定小数点演算に係る部分についてはイに規定する方法により、浮動小数点演算に係る部分については

別表第二 (第十条、第十二条関係)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スロバキア、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国

ロに規定する方法により算出したものとする。

二 算術演算を実行することができない計算要素であり、かつ、単一論理操作である論理演算を実行することができるものにあつては、次のとおりとする。

(一) 排他的論理和演算を実行することができるものにあつては、排他的論理和演算の実行時間に三を乗じた値の逆数

(二) 排他的論理和演算を実行することができないものにあつては、論理演算の実行時間のうち最短のものに三を乗じた値の逆数

ホ 単一論理操作以外の論理演算を実行することができる計算要素にあつては、一秒間に実行することができる最大の演算回数に当該論理演算を実行するビット数を乗じ、六四で除した値とする。

別表第二 (第十条、第十二条関係)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スペイン、スロバキア、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国

規定ぶり参考

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

1 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当する
もの

三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当す
るもの

イ 宇宙用に設計していないフォールプレーンアレーであ
つて、次の(一)及び(二)に該当するもの(素子の数が

(一) 半導体レーザー発振器であつて、次のいずれかに
該当するもの

1 単一横モードで発振する単一の半導体レーザー発
振器であつて、次のいずれかに該当するもの

一 単一横モードで発振する単一の半導体レーザー
発振器であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 単一横モードで発振する単一の半導体レーザ
ー発振器

(二) 単一横モードで発信する単一の半導体
レーザー発振器